

# 「防犯」カメラはえん罪防止に役立っているか？

「防犯」カメラが警察に恣意的に扱われている現実！

主催：明るい警察を実現する全国ネットワーク  
問合せ先：03(3353)3399（さくら通り法律事務所）

「防犯」カメラは観ていた！ 青年が痴漢をしていなかったことを。青年が盗撮をしていなかったことを。なのに、警察は青年を「痴漢事件として捜査する」と脅し、自殺に追い込んだ。警察は青年に「盗撮をしました」と上申書に書かせ、青年を苦しめた。いま日本には、「防犯」カメラの設置・運用・利用の法規制がない。防犯の名において警察が使う使わないを勝手に決める「防犯」カメラが蔓延する社会でいいのか。

日 時：2016年3月26日（土）午後1時30分～4時30分

【開場】午後1時15分

場 所：主婦会館プラザエフ3階・主婦会館会議室

（東京都千代田区六番町15）

※JR四ツ谷駅・麴町口前

【交通】JR四ツ谷駅徒歩1分、地下鉄丸の内線・四ツ谷駅徒歩3分

地下鉄南北線・四ツ谷駅徒歩3分



参加費：1000円（資料代）

内 容：① 報告：新宿署・痴漢犯ねつ造自殺事件  
立川署・盗撮犯ねつ造事件 ほか

② 講演：「防犯」カメラの功罪～法的規制の提案  
武藤糾明氏（弁護士）

③ 討論：「防犯」カメラ／犯人検挙と個人のプライバシー  
原田宏二氏（元北海道警釧路方面本部長）  
武藤糾明氏（弁護士）